

専決処分書

平成26年度熊谷市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

熊谷市長 富岡 清

平成26年度熊谷市一般会計補正予算（第4号）

平成26年度熊谷市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,343,923千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		4,995,632	49,169	5,044,801
	3 委託金	325,309	49,169	374,478
19 繰越金		1,127,304	12,831	1,140,135
	1 繰越金	1,127,304	12,831	1,140,135
歳	入 合 計	62,281,923	62,000	62,343,923

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,943,164	62,000	6,005,164
	4 選挙費	66,632	62,000	128,632
歳 出	合 計	62,281,923	62,000	62,343,923

総 括

1 総 括			
歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書			
(歳 入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	4,995,632	49,169	5,044,801
19 繰越金	1,127,304	12,831	1,140,135
歳 入 合 計	62,281,923	62,000	62,343,923

総 括

総括

(歳出)		単位 千円					
		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
特定財源							
款				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,943,164	62,000	6,005,164	49,169	0	0	12,831
歳出合計	62,281,923	62,000	62,343,923	49,169	0	0	12,831

総括

第15款 県支出金

2 歳入						
第 15款 県支出金		49,169				
第 3項 委託金		49,169		単位 千円		
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	323,888	49,169	373,057	3 選挙費委託金	49,169	衆議院議員総選挙及び国民審査費委託金 (定額) 49,169
計	325,309	49,169	374,478			

第15款 県支出金

第19款 繰越金

第 19款 繰越金 12,831 第 1項 繰越金 12,831							単位 千円
目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	1,127,304	12,831	1,140,135	1 繰越金	12,831	前年度繰越金 12,831	
計	1,127,304	12,831	1,140,135				

第19款 繰越金

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

3 歳 出											
第 2款 総務費		62,000									
第 4項 選挙費		62,000		単位 千円							
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
6 衆議院議員総選挙及び国民審査費	0	62,000	62,000	49,169	0	0	12,831	○ 衆議院議員総選挙及び国民審査事業	1 報酬	報酬	7,860
									3 職員手当等	時間外勤務手当	24,900
									7 賃金	臨時職員賃金	2,300
									8 報償費	報償金	69
									9 旅費	費用弁償	48
										一般旅費	25
									11 需用費	消耗品費	1,500
										印刷費	1,200
										燃料費	120
										自動車燃料費	19
										食糧費	650
										器具修繕料	700
									12 役務費	郵便料	4,700
										情報通信費	560
										手数料	139
									13 委託料	委託料	15,900
									14 使用料及び賃借料	使用料	300
										借上料	320

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
									自動車その他借上料 690	
計	66,632	62,000	128,632	49,169	0	0	12,831			

第 2款 総務費 第 4項 選挙費